

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和7年4月8日(2025.4.8)

【公開番号】特開2023-164824(P2023-164824A)

【公開日】令和5年11月14日(2023.11.14)

【年通号数】公開公報(特許)2023-214

【出願番号】特願2023-131976(P2023-131976)

【国際特許分類】

A 24 D 3/17(2020.01)

10

A 24 D 1/02(2006.01)

A 24 B 15/16(2020.01)

A 24 B 3/14(2006.01)

A 24 F 40/20(2020.01)

A 24 F 40/465(2020.01)

A 24 F 40/57(2020.01)

【F I】

A 24 D 3/17

A 24 D 1/02

20

A 24 B 15/16

A 24 B 3/14

A 24 F 40/20

A 24 F 40/465

A 24 F 40/57

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月31日(2025.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

不燃式エアロゾル供給システムで使用するための物品であって、

エアロゾル生成材料と、

前記エアロゾル生成材料に接続されたマウスピースとを備え、前記マウスピースにおける差圧が32mmH<sub>2</sub>O未満であり、

前記マウスピースは、フィラメントトウから形成された第1の中空の管状要素と、前記第1の中空の管状要素の上流に位置する第2の中空の管状要素と、を備える、物品。

【請求項2】

前記マウスピースが、前記エアロゾル生成材料に隣り合う上流端と、前記エアロゾル生成材料から離れた下流端とを備え、フィラメントトウから形成された前記第1の中空の管状要素が、前記マウスピースの前記下流端に位置する、請求項1に記載の物品。

【請求項3】

前記第1の中空の管状要素が、0.9mmより大きい最小壁厚さを含む、請求項2に記載の物品。

【請求項4】

前記第1の中空の管状要素が、0.25g/cc～0.75g/cc、又は0.25g/cc～0.65g/cc、又は0.35g/cc～0.65g/ccの密度を含む、請

50

求項 2 又は 3 に記載の物品。

【請求項 5】

前記マウスピースの前記フィラメントトウが、45,000未満の総纖度を含む、請求項 2～4 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 6】

前記マウスピースの前記フィラメントトウが、3より大きい単纖度を含む、請求項 2～5 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 7】

前記第1の中空の管状要素が、3.0mmより大きい内径、又は3.5mmより大きい内径を含む、請求項 2～6 のいずれか一項に記載の物品。 10

【請求項 8】

19mm～23mmの外周を含む、請求項 1～7 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 9】

前記マウスピースが、喫煙品を通じて吸い込まれるエアロゾルの50%～80%の通気レベルを含む、請求項 1～8 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 10】

前記マウスピースが材料本体を備える、請求項 1～9 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 11】

前記材料本体がフィラメントトウを含む、請求項 1～10 に記載の物品。

【請求項 12】

前記材料本体の前記フィラメントトウが、7～12 の単纖度を含む、請求項 1～11 に記載の物品。 20

【請求項 13】

前記材料本体の前記フィラメントトウが、10,000～14,000 の総纖度を含む、請求項 1～11 又は 1～12 に記載の物品。

【請求項 14】

前記材料本体が、長手方向軸線を有する円筒の形態であり、前記喫煙品が、前記材料本体内に埋め込まれたカプセルを備え、したがって前記カプセルが、前記本体を形成する前記材料によってすべての側で取り囲まれてあり、前記カプセルが、液体エアロゾル変性剤をカプセル化するシェルを有し、前記長手方向軸線に直交して測定される前記カプセルの最大断面積が、前記長手方向軸線に直交して測定される前記材料本体の断面積の28%未満である、請求項 1～13 のいずれか一項に記載の物品。 30

【請求項 15】

前記喫煙品が巻取紙を備える、請求項 1～14 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 16】

前記巻取紙が、前記エアロゾル生成材料に外接している、請求項 1～15 に記載の物品。

【請求項 17】

前記巻取紙が、100コレスタ単位未満、80コレスタ単位未満、60コレスタ単位未満、又は20コレスタ単位未満の透過性を有する、請求項 1～16 に記載の物品。

【請求項 18】

前記巻取紙が金属層を備える、請求項 1～16 又は 1～17 に記載の物品。 40

【請求項 19】

前記巻取紙がエアロゾル変性添加剤を含む、請求項 1～15 に記載の物品。

【請求項 20】

前記エアロゾル生成材料が、約700ミリグラム毎立方センチメートル未満の密度を有する再生タバコ材料、又は約600ミリグラム毎立方センチメートル未満の密度を有する再生タバコ材料を含む、請求項 1～19 のいずれか一項に記載の物品。

【請求項 21】

前記エアロゾル生成材料がタバコ成分を含み、前記タバコ成分が、前記タバコ成分の約10%～約90重量%の量で葉タバコを含み、前記葉タバコが、前記葉タバコの1.5重 50

量%より大きいニコチン含有量を有する、請求項1～20のいずれか一項に記載の物品。

【請求項22】

前記葉タバコが、前記葉タバコの最大約10重量%の量でエアロゾル形成材料の少なくとも一部を含み、前記タバコ成分が、前記タバコ成分の約10%～約30重量%の量で前記エアロゾル形成材料を含む、請求項21に記載の物品。

【請求項23】

前記エアロゾル生成材料が、エアロゾル形成材料を含み、前記エアロゾル形成材料が、前記エアロゾル生成材料の少なくとも5重量%を占める、請求項1～22のいずれか一項に記載の物品。

【請求項24】

前記マウスピースが、450mm<sup>3</sup>より大きい内部体積を有する空洞を備える、請求項1～23のいずれか一項に記載の物品。

【請求項25】

前記マウスピースにおける差圧が、15mmH<sub>2</sub>O以上である、請求項1～24のいずれか一項に記載の物品。

【請求項26】

請求項1～25のいずれか一項に記載の物品と、前記物品の前記エアロゾル生成材料を加熱するための不燃式エアロゾル供給デバイスとを備えるシステム。

【請求項27】

前記不燃式エアロゾル供給デバイスが、コイルを備える、請求項26に記載のシステム。

【請求項28】

前記不燃式エアロゾル供給デバイスが、前記物品の前記エアロゾル生成材料を少なくとも200の温度まで加熱するように構成されている、請求項26又は27に記載のシステム。

【請求項29】

前記不燃式エアロゾル供給デバイスが、前記喫煙品の前記エアロゾル生成材料を少なくとも約160、又は少なくとも約200、又は少なくとも約220、又は少なくとも約240、又は少なくとも約270の温度まで加熱するように構成されている、請求項28に記載のシステム。

10

20

30

40

50